

『稲沢おでかけタクシー』に係る注意事項について
【※御利用の前に必ずお読みください。】

(1) 運行日時

- 月曜日～土曜日（祝休日、12月29日～翌年1月3日、はだか祭の日を除く）
- **午前8時30分から午後5時までの乗車**

(2) 利用方法

- 「利用登録証」裏面に記載のタクシー会社へ電話してください。
- **当日の即時配車（今から来てください）でもご利用いただけます。**
- タクシー乗車時に、**必ず「利用登録証」を御提示ください。**
- 利用は本人のみですが、出発地から到着地まで「付添者」も同乗できます。

(3) 利用料金等

- 「タクシー運賃 + お迎え料金（迎車回送料金） + 時間指定予約料金」の**2分の1**
- **支払いは現金のみ**
- 福祉課が発行する「障害者福祉タクシー料金助成利用券」との併用は不可
- タクシー会社の割引「障害者割引（身体障害者手帳等の提示）」、または、「運転免許証返納割引（運転経歴証明書の提示）」との併用は可
- **不正利用があった場合は、稲沢市の負担分を全額負担していただくとともに、今後の利用をお断りします。**

(4) 運行区間

- 「自宅（住民票に記載の住所）」と「市内全域」・「勝幡駅北側ロータリー」の区間
※「自宅から乗る」または、「自宅で降りる」ことが必須条件
- 「一時的な立ち寄り利用」が可能（市内1か所のみ、10分程度）
※ 乗車時に乗務員へお声がけください。
※ 立ち寄り中は、待機料金（1分35秒ごとに100円）がかかります。

(5) 運行全般について

- 台風等で運行に支障があり運休する場合は、事前にタクシー会社から予約者に連絡いたします。
- 予約を取り消す場合は、配車時刻の1時間前までにタクシー会社へ御連絡ください。
それ以降の取り消しは、初乗り運賃の半額を御負担いただきます。
- 予約時間を過ぎても予約場所に利用者がいない場合は運行を中止し、**初乗り運賃の半額を御負担いただきます。**
- 「忘れ物」については、御利用のタクシー会社へ直接お問い合わせください。

(6) その他

- 利用登録証の紛失や記載事項の変更（住所変更等）がある場合は、「再交付申請」の届けが必要です。
- 利用区分「妊婦」の方は、有効期限を「分娩予定日～1年後」から「出産日～1年後」に変更が可能です。ご希望の場合は、再交付の申請が必要です。
- 資格を喪失（転出、死亡、障害者手帳等の等級変更、有効期限切れ等）した場合は、**利用登録証を返却してください。**
- 制度の変更をする場合は、広報いなざわ等でお知らせします。

問合先 市役所総務課 TEL 0587-32-1159 (直通)
FAX 0587-23-1489